

# ショートステイの特別養護老人ホーム への転換について

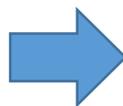
柏市高齢者支援課  
令和2年10月22日

## はじめに

- 特別養護老人ホームとショートステイを併設で運営している事業者より、ショートステイの一部を特別養護老人ホームへ転換する要望がありました。
- 転換については、「老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準（平成21年1月1日施行）（以下「基準」という。）」が定められています。
- 基準第4条では、「柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会が、介護サービスの提供に支障がないと判断し、転換が必要と認め、条件を満たすことができた場合」に転換を認められるものとしています。
- 当分科会では、転換の可否についてご審議いただきます。

# 要望の内容

	転換前（ショートステイ）
法人名	社会福祉法人 千葉県厚生事業団
施設名	ショートステイサービス ひかり隣保館
転換数 （※）	4人部屋1室 （床面積35.75㎡）
定員数	14床→10床



	転換後（特別養護老人ホーム）
法人名	社会福祉法人 千葉県厚生事業団
施設名	特別養護老人ホーム ひかり隣保館
転換数 （※）	3人部屋1室 （床面積35.75㎡）
定員数	80床→83床

（参考）

待機者	—
-----	---

90人（令和2年10月1日時点）
------------------

（※）特別養護老人ホームを4人部屋とするには、現行基準に適合させると床面積が42.6㎡以上必要のため、転換後は3人部屋とする。

## ●転換理由

- ショートステイは家族のレスパイト目的だったが、最近では特養待機のための長期利用の相談が増えている。ショートステイの本来の目的と家族のニーズが一致しなくなっている。
- ショートステイが特養に併設なので、新型コロナウイルス感染症予防のため他の事業所のショートステイやデイサービスとの併用をお断りしている。そのため稼働率が低迷している。
- 90名の特養入所待機者に対して居室が不足している。

# ショートステイの利用率

## 1 年間利用率（柏市被保険者）

年度	利用率（ひかり隣保館）	利用率（市内平均）
平成30年度	72%（市外含むと75%）	79%
令和元年度	67%（市外含むと71%）	79%

## 2 直近（令和2年1月～7月）の利用率（柏市被保険者）

年度	利用率	利用率（市内平均）
令和2年1月	66%（市外含むと75%）	77%
2月	71%（市外含むと81%）	81%
3月	55%（市外含むと60%）	76%
4月	<u>23%（市外含むと23%）</u>	70%
5月	<u>28%（市外含むと29%）</u>	69%
6月	<u>34%（市外含むと37%）</u>	73%
7月	<u>37%（市外含むと44%）</u>	72%

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために国が緊急事態宣言を  
出（令和2年4月7日）してから、利用率が急減しています。

出典：介護給付費適正化システム（令和2年7月時点）  
社会福祉法人千葉県厚生事業団からの要望書

# 転換の条件への適否

基準第4条には転換の条件が設けられています。

条件への適否は以下のとおりです。

基準項目	基準内容	適応状況	適否
分科会の承認	介護サービスの提供に支障がないと判断し、必要と認めること	<u>当分科会で諮る</u>	—
法人運営	転換しようとする居室を運営する社会福祉法人は、適正な施設等の運営を行っていること	平成24年度以降、行政処分、改善命令及び改善勧告なし	○
設備基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）に適合するものであること	1人当たりの床面積 = 10.65㎡以上 10.65㎡/人 × 3人 = 31.95㎡ 居室35.75㎡ > 設備基準31.95㎡	○
転換形態	ユニット型以外の居室を転換する場合にあっては、居室単位での転換とし、居室の一部を転換するものではないこと	多床室の4人部屋を1居室転換する	○
定員数	転換後のショートステイの定員は、転換前の50%以上であって、施設の規模、需要の充足度等の事情に応じて必要と認めた場合を除き、原則として概ね10人を確保すること	14床 → 10床の転換のため、条件に適応	○
転換数	原則として、当該年度の介護保険事業計画に定められた、介護保険施設に係る必要入所定員総数以内の数とする	160床（計画数） - 102床（整備数） = 58床（残り） 必要総数以内に収まる	○